

社会福祉法人の固定資産の扱い

固定資産税は、土地や家屋、償却資産等固定資産に対して固定資産所在の市長村において課する税金である。

納税義務者は毎年1月1日の賦課期日の現在所有者として1月2日以降にその所有者が変わっても、賦課期日現在の所有者にその年度分の固定資産税の全額が課せられる。

固定資産税の非課税制度

所有者にかかわらず、当該固定資産の用途が以下に示す事業であれば非課税となる。（地方税法第348条第2項10～10の7号）

- ・ 社会福祉法第2条第1項による**社会福祉事業**
- ・ 生活保護法第38条第1項による**保護施設**
- ・ 児童福祉法第7条第1項による**児童福祉施設**
- ・ 老人福祉法第5条の3による**老人福祉施設**
- ・ 障害者自立支援法第5条第12項による**障害者支援施設**
- ・ 介護保険法第115条の39第1項による**包括的支援施設**
- ・ 更生保護事業法第2条第1項による**更生保護事業**の用に供する固定資産

55

社会福祉法人の固定資産非課税制度

固定資産税の非課税制度は、その所有者が社会福祉事業を営む者であるか否かは問わない。

したがって

固定資産が用途非課税の範囲に該当する事業に供されているものであれば、社会福祉法人所有の固定資産でなくても非課税となり得る。

ただし

有償で借り上げている場合は除かれる。

これらの固定資産は、その事業を行うのに直接必要な施設の用に供されている固定資産であって、それを他に貸付け、これによって収益を得ている場合には、それを社会福祉事業の資金等に充てている場合であっても非課税の対象とはならない。

56

社会福祉法人の固定資産減免制度

個人の土地を社会福祉法人に社会福祉事業用地として貸した場合に、固定資産税が減免される場合がある。

有償貸付の場合

有償で貸し付けた場合、借地人がその土地においてどのような事業を行うに関係なく、地主にとってその土地は貸付の用に供するものであることから、社会福祉事業の用に供することにはならず、したがって不動産所得を生じる財産であり、その固定資産税は当該不動産所得の計算上必要経費となるため、非課税とはならない。

無償貸付の場合

固定資産税の非課税制度は、所有権者が社会福祉事業を経営する者であるか否かを問わないので、直接的に社会福祉事業の用に供されていれば、個人所有の土地であっても非課税となる。

57

社会福祉法人の固定資産の取得価額

固定資産の取得価額

固定資産の取得価額は、購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等その資産の購入のために要した費用があればこれを含む)及びその固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額(据付費、調整試運転費等)とされている。

建設・製造した固定資産に関しては、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額となっている。

法人税法基本通達において、固定資産の取得価額に算入しないことができる費用について以下のように示しており、これらの費用は、取得資産の有用価値を高めるものではない(有用価値評価説)ため、取得価額に含めなくてもよいものとしている。

(法人税法基本通達7-3-3の2)

- ・ 不動産取得税又は自動車取得税
- ・ 特別土地保有税のうち土地の取得に対して課されるもの
- ・ 新增設に係る事業所税
- ・ 登録免許税その他登記又は登録のために要する費用などの租税課金
- 建物建設のための調査、測量、設計、基礎工事で建設計画変更により不要となったものに係る費用
- 固定資産取得に関する契約を解除して他の固定資産を取得した場合の違約金

58

社会福祉法人の 印紙税

社会福祉法人の印紙税 1

社会福祉法人が介護保険制度下において作成される契約書については、原則として、印紙税の課税文書には該当せず、非課税となる。

社会福祉法人に係る印紙税の取扱い

社会福祉法人の提供する介護サービス利用者が受けることができる介護サービスについて、例えば、訪問、施設通所又は施設入所による、

居宅介護支援(介護サービス計画の作成及び連絡調整)
入浴・食事等の介護
日常生活上の世話
療養上の世話・診療の補助
リハビリテーション・機能訓練
福祉用具貸与

等、並びにこれらの個々のサービス内容及び料金の明細は、原則として、利用者の要望に沿った介護サービス計画に従い、利用者が全体として適切な介護サービスの提供を受けるために記載されているものと考えられる。



社会福祉法人の印紙税 2

したがって

各種の契約書に記載される個々の介護サービスの内容は、「当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払う」という性格のものではないものと認められることから、これらの介護サービス事項のみを定める契約書は、原則として、請負契約書には該当せず、また、その他のいずれの課税文書にも該当せず、非課税となる。

しかし

その他の事業委託契約書等については課税となるため、契約書が課税の対象となるかどうかは、その個々の契約書に記載された内容に基づき個別に判断する必要がある。

61

印紙税がかからない場合 1

社会福祉法人が発行する領収書、契約書等への収入印紙の貼付の範囲

印紙税がかからない文書 1

契約金額が1万円未満の契約書

契約金額が1万円未満であれば、会社、社会福祉法人を問わず、契約書に収入印紙を貼付する必要はない。

国、地方公共団体が作成した文書

国、地方公共団体は文書の如何に拘らず、収入印紙を貼付する必要はない。ただし、社会福祉法人が国や地方公共団体と委託契約等を締結する時は、社会福祉法人側は契約の内容・金額により契約書に収入印紙を貼付しなければならない。

通常、契約書は当事者が共同作成し双方が1通ずつ所持するので、**社会福祉法人側は収入印紙を貼付した契約書を相手方(国、地方公共団体)に渡し、社会福祉法人側では収入印紙が貼付されていない契約書を所持することになる。**

62

印紙税がかからない場合 2

印紙税がかからない文書 2

介護サービスに関する契約書

介護保険制度における介護サービスに係る利用者や障害者の自立支援に係るサービス利用者との契約書は、請負契約書とはみなされないため印紙税は課税されないが、工事業者との間で作成する工事請負契約書は、非課税規定が適用されないので、双方所持する契約書に収入印紙を貼付しなければならない。

受取金額が3万円未満の領収書・営業に関しない領収書

社会福祉法人は、発行する領収書全てについて収入印紙を貼付する必要がない。

これは印紙税法上「営業に関する受取書」となっており、営業行為を行わない(利益分配を行うことができない)社会福祉法人は、収入印紙を貼付する必要が無いからである。

(収益事業に基づく受取金額3万円以上の領収書であっても必要ない。)

63

収入印紙取扱いの留意点

貼付すべき契約書に収入印紙を貼付していない場合の罰則

税務調査の際、貼付すべき収入印紙を貼付していない契約書等があった場合は、貼付すべき印紙税の額に加えてその2倍の過怠税を徴収される。

すなわち



印紙税額の3倍が徴収されることとなる。

貼付する必要のない文書へ収入印紙を貼付した場合の対応

誤って契約書等に収入印紙を貼付し、消印してしまった場合は、所轄税務署に「印紙税過誤納確認申請書」を提出し、誤って貼付した契約書等を提示すれば還付が受けられる。

64

社会福祉法人の 源泉徴収義務

社会福祉法人の源泉徴収義務 1

源泉徴収制度においては、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある者を「源泉徴収義務者」といい、源泉徴収しなければならないとされる所得にかかる支払いをする者は、会社や組合等の法人である場合はもちろん、官公庁、学校、社会福祉法人であっても、また、個人や人格のない団体であっても、給与（アルバイト、パートも含む）を支払う場合には給与支払事務所としての届出を出して所得税を源泉徴収する義務がある。

社会福祉法人の源泉徴収義務

源泉徴収票は、本人へは、金額に関わらず会社が発行する義務があるので、社会福祉法人も当然交付しなければならない。

これについては、所得税法において罰則規定もある。

市町村への給与支払報告書についても、翌年1月1日に在職している人については全員提出しなければならないため、辞められていない限りは、こちらも提出しなければならない事となる。

社会福祉法人の源泉徴収義務 2

甲欄(扶養控除等申告書を提出している場合)給与の場合

・扶養ゼロで月額87,000以上について所得税を徴収する。

乙欄(複数で働いている人で主たる職場以外の人、
または扶養控除等申告書を提出していない人)の場合

・金額の多少にかかわらず所得税を徴収する。

これを怠ると、支払側の法人が処罰され、不納付加算税を課せられる。

これまで社会福祉法人はチェックが甘い傾向にあったが、近年通常の法人と同様に厳しくチェックするようになって来たので注意が必要である。

事務所を移転または廃止した場合

給与支払事務を取り扱っていた事務所を廃止、あるいは移転した場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の移転(廃止)届出書」を当該給与支払事務所の所轄税務署に提出する。
(所得税法第20条、第230条)

67

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づいて設立される公共性の高い法人です。

民間法人でありながらも、福祉サービスの主たる担い手として、いわば社会の公器ともいえる存在として、より積極的な情報開示、情報提供を通じた高い透明性が求められています。

高い水準のコンプライアンス体制を推進し、その徹底を通じ、広く社会から信頼性の高い法人経営を目指すことが重要です。

68

【資料】適用範囲の一元化

～旧基準から新基準への会計ルールの変化図～

旧基準		新基準	
事業	原則	事業	運用範囲
障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	社会福祉法人会計基準による (措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規定準則」によることができる)	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	全ての社会福祉法人に新基準を適用する
養護老人ホーム 軽費老人ホーム	社会福祉法人会計基準による (指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい)	特養等介護保険施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	
特養等介護保険施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉事業	
就労支援事業	就労支援会計処理基準による	社会福祉事業	
授産施設	授産施設会計基準による	社会福祉事業	
重症心身障害児施設	病院会計準則による	社会福祉事業	
訪問看護ステーション	訪問看護会計・経理準則による	社会福祉事業	
介護老人保健施設	介護老人保健施設会計・経理準則による	社会福祉事業	
病院・診療所	病院会計準則による	社会福祉事業	
公益事業	社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可	公益事業	
収益事業	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用	収益事業	